

播磨圏域における観光客の人流データ等
調査・分析・戦略設計業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 5 月

姫 路 市

1 募集の概要

本市では、播磨圏域連携中枢都市圏*（以下「播磨圏域」という。）内の連携強化により観光資源を相互に結びつけ、個々の資源の魅力を相乗させ増強させることで、播磨圏域内の観光客の滞在時間を増やし経済波及効果を高めることを目指している。

本業務は、播磨圏域内の主要な観光拠点の人流データ、消費データ及びその他のデータを取得・分析し、取得したデータを播磨圏域の各市町で活用できる仕組みを構築するとともに、デジタル技術を活用した観光課題の可視化、課題解決に向けた観光戦略の設計を行い、具体的かつ効果的な観光施策の取組に繋げ、播磨圏域の観光客等交流人口及び観光消費額の増加により、播磨圏域全体の活性化を図る。

*播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町をいう。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。なお、契約候補者として特定された参加表明者と市が契約を締結後、契約候補者とならなかった参加表明者が、契約相手方の業務等を支援及び協力することは可能とする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明

者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。
ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

- (9) 令和2年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体、観光庁の観光地域づくり法人（DMO）登録制度に基づき登録されている観光地域づくり法人（DMO）又は地域における観光振興を目的として設立されたその他の法人（観光協会等）が発注した、人流データ又は消費データの取得及び分析の業務の履行実績を元請として有すること。

※人流データ：人の移動や滞在に関する情報（いつ、どんな人が、どこからどこに移動したのか、どのくらいの時間滞在したのか等）を、公共交通機関の利用履歴やGPSデータ又はセンサー、カメラの映像解析、モバイルアプリの位置情報、イベントや店舗の入場データ等から個人を特定しない範囲で収集し、数値化したデータのことを指す。

※消費データ：消費者の購買に関する情報（いつ、どんな人が、どこで、何を、いくつ、いくらで、どんな手段で購入したのか等）を、クレジットカード等のキャッシュレス決済やその他の決済手段等の履歴データから個人を特定しない範囲で収集し、数値化したデータのことを指す。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局観光コンベンション室（以下「観光コンベンション室」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電 話：079-221-2121

FAX：079-221-2101

E-mail：kanko@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年(2025年)5月23日(金)から令和7年(2025年)7月28日(月)まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	観光コンベンション室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年5月23日(金)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年6月 6日(金)
3	参加資格確認結果の通知	令和7年6月11日(水)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年6月19日(木)
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年6月23日(月)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年7月 2日(水)
7	提案内容のヒアリング	令和7年7月 9日(水) 又は7月10日(木)
8	契約候補者の特定・通知	令和7年7月16日(水)
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年7月28日(月)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）

- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年2月23日以降に発行された最新のもの）※写し可
- (ウ) 業務実績調書（様式2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）※写し可
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの）※写し可
- イ 提出部数
1部
- ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和7年(2025年)5月23日(金)から令和7年(2025年)6月6日(金)まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	観光コンベンション室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を必要に応じてダウンロードし、使用すること。) https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030675.html

- エ 提出方法
持参又は郵送とする。
なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。
- オ 提出場所
観光コンベンション室
- カ 提出期間（参加表明受付期間）
令和7年6月4日(水)午前9時から令和7年6月6日(金)午後4時までとする。
なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。
- (2) 参加資格の確認結果
 - ア 参加資格の確認結果は、令和7年6月11日(水)までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。
 - イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
 - ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年6月19日(木)正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。
 - ア 提出書類
質疑書（様式3）
 - イ 提出方法
質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）
 - ウ 提出場所（送信先アドレス）
kanko@city.himeji.lg.jp
 - エ 提出期限
令和7年6月19日(木)午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年6月23日(月)午前10時

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「播磨圏域における観光客の人流データ等調査・分析・戦略設計業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

観光コンベンション室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年6月30日(月)午前9時から令和7年7月2日(水)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。

なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査はヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は播磨圏域における観光客の人流データ等調査・分析・戦略設計業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点		
業務遂行能力	(1)本業務及び播磨圏域に対する理解度	▶事業目的を十分に理解しているとともに、播磨圏域内の各市町が有する観光資源の魅力と課題を把握し、要求水準書の趣旨に沿った内容であるか。	10点	22点		
	(2)実績(類似業務の受注実績)	▶令和2年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体、観光庁の観光地域づくり法人(DMO)登録制度に基づき登録されている観光地域づくり法人(DMO)又は地域における観光振興を目的として設立されたその他の法人(観光協会等)が発注した、人流データ又は消費データの取得及び分析の業務の受注実績を有しているか。(最大3件までを評価の対象とする。) ▶観光分野における戦略設計に関する業務の受注実績を有しているか。 【観光分野における戦略設計に関する業務】 観光施策を展開する上での基本方針及びKPI等の数値目標を設定した上で、それに基づいた広域観光ルートや旅行商品等の造成、観光コンテンツ等の広報PRといった具体的な観光施策を企画提案することに加え、観光施策を展開するにあたってのポイントを示すなど、観光施策実施にあたっての方針設定や提案・助言を実施した業務のことを指す。 また、国、地方公共団体、観光庁の観光地域づくり法人(DMO)登録制度に基づき登録されている観光地域づくり法人(DMO)又は地域における観光振興を目的として設立されたその他の法人(観光協会等)が観光戦略を策定するにあたり、その伴走支援を実施した業務についても評価対象に含むこととする。 ※評価点の算出方法 <table><tr><td>人流データ又は消費データの取得及び分析の業務の受注実績</td><td>1点/件</td></tr><tr><td>観光分野における戦略設計業務の受注実績</td><td>3点</td></tr></table>	人流データ又は消費データの取得及び分析の業務の受注実績		1点/件	観光分野における戦略設計業務の受注実績
人流データ又は消費データの取得及び分析の業務の受注実績	1点/件					
観光分野における戦略設計業務の受注実績	3点					

	(3)業務実施体制	▶本業務の遂行に十分な人員体制が確保されているか。 ▶本市との協議及び調整を行う期間も踏まえた円滑なスケジュールが示されているか。	6点	
提案内容	(1)人流データを用いた観光動態調査	▶人流データの取得方針が、播磨圏域の観光課題の解決のために的確なものであるか。 ▶取得データが播磨圏域の観光動態を把握するために十分なものであるか。 ▶必須項目のほかに有効なデータ項目を取得するか。	12点	69点
	(2)消費データを用いた観光動態調査	▶消費データの取得方針が、播磨圏域の観光課題の解決のために的確なものであるか。 ▶取得データが播磨圏域の観光動態を把握するために十分なものであるか。 ▶必須項目のほかに有効なデータ項目を取得するか。	12点	
	(3)その他のデータ等を用いた観光動態調査	▶人流データ及び消費データだけでは得られない播磨圏域の観光動態の把握に有効な調査内容であるか。	15点	
	(4)データ分析	▶取得した各データを複合的に組み合わせて課題を整理し、今後の播磨圏域の観光戦略を適切に設計できる分析手法となっているか。 ▶分析結果を提供する手段は、播磨圏域8市8町の自治体等（観光協会、観光事業者も含む）で活用しやすいものとなっているか。	15点	
	(5)戦略設計	▶分析結果を戦略設計に活用するための具体的な方法・イメージが示されているか。	15点	

※下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。なお、業務遂行能力(2)「実績実績(類似業務の受注実績)」については、下表による評価の対象外とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である9点を付与し、その他の提案者の評価点は、9点到第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$9 \text{ 点} \times \left(\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{事業費（受託希望金額）} \right)$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点１００点）

なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 契約候補者の特定を令和７年７月１６日(水)に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を電子メールで通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和７年７月２３日(水)午後４時までに、本件業務の見積書を観光コンベンション室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和７年７月２８日(月)を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

１ １ 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が２人以上あるときは、前項第１号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

１ ２ 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第１０項第１号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

１ ３ 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 第２項各号に定める参加資格要件を満たしていない者

(2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

(3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(4) 提案手続において姫路市公告第２４９号第１項第４号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は０円以下の金額を請負金額として提案した者

(5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者

(6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

１ ４ 著作権等

(1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に別紙「播磨圏域における観光客の人流データ等調査・分析・戦略設計業務委託公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。

なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。